



ダイヤル 74-7007

こちら 匝瑳市消費生活センターです

Vol.5

消費生活センターでは、契約トラブル、悪質商法、借金問題などの相談に、相談員が無料でお応えします。

架空請求はがきにご注意を！

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」などと書かれたはがきによる、架空請求の相談が多く寄せられています。身に覚えのない請求は、相手にせざるに無視しましょう。

◆架空請求の手口

はがきには、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと大きく書かれ、差出人が「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」などとなっています。

内容は、「利用料金に未払いがあり、訴訟を起こす。『取り下げ最終期日』は明日までで、連絡がなければ給料や不動産などの差し押さえをする」というものです。不安になって連絡をすると、弁護士を紹介され、高額な金銭を要求されます。

◆絶対に連絡をしない

「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」や「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」など公的機関のように書かれていますが、このような機関は存在しません。今回紹介した手口のはがきが届いても、絶対に連絡しないでください。連絡してしまった場合や架空請求かどうか判断できず困ったときは、消費生活センターにご相談ください。



匝瑳市消費生活センター

日時…原則 月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時 場所…市役所3階産業振興課 ☎74-7007